

令和2年度 事業計画(案)

1. 荒牧支部行事

大会名	実施日	予備日	会場
ヘルスパレーボール大会 中止	6月 7日(日)	予備日なし	荒牧小学校体育館
町内運動会	9月 13日(日)	予備日なし	荒牧小学校校庭

2. 南橘地区行事

大会名	実施日	予備日	会場
グラウンドゴルフ大会 中止	5月 24日(日)	予備日なし	南橘中第2グラウンド
ヘルスパレーボール大会 中止	6月 21日(日)	予備日なし	南橘中体育館
市民運動会	10月 18日(日)	予備日なし	南橘中校庭
ドッジビー大会	11月 15日(日)	予備日なし	南橘中体育館
スマイルボウリング大会	2月 7日(日)	予備日なし	鎌倉中体育館

* 日程及び会場は変更になる場合があります。

南橋地区体育協会荒牧町支部規約

第1条

(名称及び事務局)

第1条 支部は前橋市南橋地区体育協会荒牧町支部と称する。

第2条 支部の事務局は荒牧町自治会事務局内に置く。

(目的及び事業)

第3条 支部は、荒牧町内住民の親睦と体育振興を図り、健康で明るい生活の実現を期す
目的とする。

第4条 支部は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 体育各専門部の育成及び講習会、レクリエーション等の企画及び実施。
- (2) 住民の体育意識の向上及び普及
- (3) その他支部の目的達成に必要な事業、事項等

(会員)

第5条 支部の会員は荒牧町全住民で構成し、各専門部(クラブ)をもうける。

第6条 支部に次の役員をおく。

- (1) 支部長1名、副支部長若干名、書記2名、会計2名、監査3名、理事若干名
- (2) 専門部(クラブ)各専門部毎、部長1名、副部長2名、委員若干名
- (3) 前項の役員は(1)については町内より選出された理事の互選とし(2)については理事会の推薦により支部長が委嘱する。

第7条 役員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

第8条 支部に顧問及び参与をおくことができる。

第9条 役員の職務は次のとおりとする。

- (1) 支部長は支部を代表し、支部業務を統括する。
- (2) 副支部長は支部長を補佐し、支部長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 書記は支部の庶務をつかさどる。
- (4) 会計は支部の会計を行う。
- (5) 理事は理事会を組織し、企画の審議運営にあたる。
- (6) 監査は支部の事業の出納を監査する。
- (7) 専門部(クラブ)部長及び副部長、委員は、夫々専門部の事業運営のため、企画、実施にあたる。

(専門部(クラブ))

第10条 支部の事業を円滑に行うため、専門部(クラブ)をおく。専門部(クラブ)の設置及び廃止は総会によることとし、決定後速やかに地区体育協会に届け出るものとする。

第11条 会議は総会、役員会、理事会、専門部とする。

(1) イ. 総会は年 1 回、支部長が招集し、予算、決算その他重要事項を審議、決定する。

ロ. 総会は組長及び関係団体の 1 / 2 以上の出席を以って成立する。

(2) 役員会は第 6 条 (1) 及び (2) の役員を以って構成され、緊急の場合は総会の代行機関となる。

(3) 理事会は本会議に提出する議案の作成及び専門部(クラブ)の企画の審議並びに支部の運営にあたる。

(4) 専門部(クラブ)は専門部長、副部長及び委員によって構成され、専門部(クラブ)事業の企画立案とその実施運営にあたる。

(5) 支部の会議は 1 / 2 以上の出席を以って成立し、議案の決定は出席者の過半数とする。

(会計)

第12条 支部の経費は会費、助成金その他の収入を以って充てる。

第13条 支部の会計は毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日を以って終わる。

(役員の派遣)

第14条 地区体育協会へ選出する理事 2 名は役員会にはかつて人選し、これを推薦する。尚、これを支部長が答申するものとする。

(附則)

第15条 支部規約は総会の 1 / 2 以上の賛成により改正することができる。

第16条 50 年発足当初の専門部の設置については理事会の決議を以って代行するものとする。

第17条 本規約は昭和 50 年 5 月 1 日より実施する。